

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 7 月 27 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 7 月 29 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地 の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
一宮市	3 者	木曾川町黒田三ノ通り 146 番ほか 24 筆
瀬戸市	2 者	上品野町 1789 番ほか 1 筆
犬山市	5 者	橋爪東三丁目 140 番ほか 11 筆
江南市	3 者	松竹町切野 62 番ほか 9 筆
小牧市	2 者	小木西二丁目 17 番ほか 4 筆
稲沢市	13 者	清水郷西町 159 番ほか 168 筆
岩倉市	2 者	井上町畑田 145 番 2 ほか 12 筆
豊明市	5 者	沓掛町石根 259 番ほか 12 筆
清須市	2 者	春日小塚南 5 番ほか 3 筆
北名古屋市	1 者	中之郷四辻 110 番ほか 3 筆
愛知郡東郷町	4 者	大字諸輪字尼ヶ根 62 番 29 ほか 9 筆
丹羽郡大口町	6 者	下小口五丁目 145 番ほか 28 筆
丹羽郡扶桑町	3 者	大字高雄字堂子 77 番ほか 22 筆